

研究ノート

ストーカー規制法の改正について

秋山千明

(受理日：2023年1月25日)

Revision of Stalker Control Act

Chiaki AKIYAMA

要旨

本稿は、桶川女子大生ストーカー殺人事件を契機として制定された、いわゆるストーカー規制法の制定の経緯、そして、その後に発生した逗子ストーカー殺人事件や小金井ストーカー殺人未遂事件によって改正されたストーカー規制法について論じたものである。

第一次改正の要点は、①電子メールの連続送信行為の規制、②被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地などの警察も警告や禁止命令を出せるようにした、③警察が警告を出したら被害者に知らせ、警告しない場合は理由を書面で通知するである。

また、第二次改正の要点は、①罰則の強化、②職務関係者によるストーカー行為の相手方への安全確保及び秘密保持の配慮、③禁止命令の手続きの迅速化、④SNS等の行為（電子メールの送信等）を規制対象としたのであり、2021年の第三次改正が最も新しい改正である。

本稿はこれらの改正について分析・比較検討したものであり、これらの改正によってかなりの問題は解決されたように見えるが、今後も、新たなストーカー行為等の事案が出てくるものと思われる。その際には、「ストーカー行為は人権侵害である」という前提に立って対応することが、何よりも求められると言える。

キーワード：桶川女子大生ストーカー殺人事件、つきまとい等、禁止命令、GPS機器、改正ストーカー規制法

1 はじめに

2021年5月のコロナ渦の中、3回目となる「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律81号：以下、ストーカー規制法とする）」の改正が可決された。

本稿では、最初に、ストーカー規制法が制定された経緯について述べ、次に、現行のストーカー規制法の概要、そして、その後3回改正されたストーカー規制法のそれぞれの改正点について、見ていきたい。

ストーカー規制法が制定されるきっかけとなった事件は、「桶川女子大生ストーカー殺人事件」であった。

この事件は、1999年10月26日午後0時55分頃、埼玉県桶川市のJR桶川駅西口前のスーパー脇の路

上で、上尾市在住の女子大生が男にナイフで左胸と脇腹を刺され出血多量で死亡した事件で、当初は通り魔の犯行と見られたが、家族や友人の話から以前に交際していた元風俗店経営者が主犯Kとして浮上した。

事件は、被害者の女子大生Sが、1999年初めに、犯人Kと知り合って交際を始めたが、数か月後に別れ話を切り出した直後から、Kの脅迫と暴力が始まったことに端を発する。Kは「別れるなら家をめちゃめちゃにして、精神的に追い詰めて天罰を下す」、「俺をバカにする人間は全財産を使っても、どんな人間を雇ってでも、とことん追い詰める」、「俺を普通の男と思うなよ」などと脅し、手下を使つての悪質な嫌がらせを始めた。さらに実兄ら3人で被害者宅に押し掛け、現金を要求す

る。昼夜を問わない嫌がらせ電話、中傷ビラ、車による尾行、監視、つきまとい等が続いた。女子大生Sは家族とともに、計8回警察を訪ね、被害を訴えた。7月29日には所轄の上尾警察署に被害届を提出し、Kを名誉毀損で告訴したが、上尾署が動いた様子はなかった。それどころか9月には、担当警察官が自宅を訪れ「告訴を取り下げはどうか」と持ちかけた。Sが殺されたのは、この「取り下げ要請」から約1か月後のことであった¹。

事件からしばらくして、屈斜路湖で男の凍死体が発見された。身許は桶川女子大生ストーカー殺人事件の主犯、風俗営業店経営の男Kであった。事件後、実行犯など12人は桶川署に殺人や名誉毀損等の容疑で逮捕されたが、約1,800万円という桁外れの金を払ってSの殺害を教唆していた主犯Kは、捜査陣の前から姿を消していたのである。死体となって発見された時、Kは湖畔に近い温泉旅館の浴衣の紐を首に巻いて死亡していた。睡眠薬と酒を大量に飲んでいて、検死の結果、自殺と判断された。この事件の全容は、すでに逮捕されていた共犯者の供述で説明されているが、被害者の女子大生にしつこくつきまとったこの事件で、ストーカーの背後に潜む凶悪性が、改めてクローズアップされたのである²。

この事件は、被害者からの相談後すぐに被害者の安全のために動かなかった警察の対応の不手際から、殺人事件にまで発展してしまったものであり、その反省もあって、ストーカー規制法が制定されるに至ったのである。

2 ストーカー規制法制定以前の判例

我が国では、ストーカー規制法制定以前の段階において、「歌舞伎役者が女性ファンに対し、歌舞伎を演じる権利等を侵害されたとして求めたストーカー行為等の禁止等が容認された事例」（大阪地裁平成10年6月29日判決）がある。

この事案の概要は、「X（原告）は、著名な歌舞伎役者であり、Y（被告）は、昭和49年にXの後援会の会員になったが、昭和52年に除名され、そのころから姿を見せなくなった。ところが、Yは、平成4年、Xの歌舞伎公演に突然姿を現し、以後、連日連夜にわたり観劇し、Xにつきまとうように

なった。その際、Yは、派手な服装で必ず劇場の一番前の席に陣取り、他の客が笑ったり手を叩いたりする場面でも、じっと能面のような表情で観劇し、休憩中には、自分はXに言われて芝居を観にきている、自分はXの婚約者で近々結婚するなどと虚偽の事実を言いふらしたりした。そのため、Xは、Yが舞台から派手な服装で他の客が笑ったり手を叩いたりする場面でも、能面のような表情で観劇しているのを見て、段々恐怖心を抱くようになり、舞台に神経を集中することが妨げられた。Xのマネージャーは、観劇に来たYに対し、何度もXにつきまとわないように依頼したが、Yはこれを聞き入れず、たまたま話し合いの場に通じかかったXがYに『大変迷惑をしている。つきまとわないで欲しい』などと言ったところ、Yは激高して傘を振り上げるなどした。Xは、Yを債務者として、観劇禁止等の仮処分の申請をし、その旨の決定を得たが、Yは仮処分決定を無視して、観劇に来ることを止めなかったし、Xの海外公演の際には、Xと同じホテルに宿泊するなどした。そこで、Xは、人格権に基づき、①Xが出演する劇場への立入禁止、②Xの所在地から半径200メートル以内の近隣を徘徊してその周辺につきまとうことの禁止、③Xの名誉、信用毀損行為及び業務妨害行為の禁止、並びに④不法行為による損害賠償を求めて出訴した。」

これに対し、判決は、次のとおり判示して、Xの①ないし③の請求を認容し、④の請求を一部認容した。なお、本件において、Yは、X主張の事実を争う旨の答弁書を提出したものの、口頭弁論期日には出頭しなかった。

判旨は、「被告は、原告のファン等に対し、原告と婚約しており、近々結婚するなど虚偽の事実を流布して名誉等を毀損したほか、原告に執拗につきまとい、異常な態度で観劇するなど、通常のファンの域を超えた言動により、原告に対し著しい苦痛を与えており、右言動は、原告が人気商売の歌舞伎役者であることを考慮しても、原告の受忍すべき限度を著しく超えているものと認めることができるから、原告は、人格権に基づき、被告に対し、原告が出演する劇場への立入禁止、原告の周辺へのつきまといの禁止及び名誉毀損等の言

動の禁止を求めることができるものというべきである」としている。

また、「被告の右言動は、原告の名誉等を侵害するものであり、不法行為にあたるものと認められるところ、本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料50万円が相当である」と判示している³。

ここでの問題の所在は、差止請求の法的根拠、差止めの要件（判断基準）、その際に考慮されるべき判断要素などになろう。生命、身体、名誉、自由等の各種の人格的利益を侵害する加害行為に対して、被害者が差止請求権を有するか否かについては、実定法上明文はないが、解釈により認めるのが学説では一般的である。差止めの要件については、侵害される人格的利益の内容、性質、言い換えれば、被害の内容、すなわち問題となる被害が生命、身体、名誉、プライバシー、生活妨害などのうちのどれかによって、重視されるべき要素が異なるものであり、被害類型に応じた検討が必要であるとするのが一般的見解である。

他方、本件のような生活妨害的被害に対する差止めの要件について、多くの判例及び通説は、加害者・被害者の種々の事情を考慮して（比較考慮説）、加害行為による被害が、社会生活上受忍すべき限度を超えているか否かによって違法性の有無を判断するという、いわゆる「受忍限度論」を採用している。

本件は、ストーカー行為のような現代社会における新しい紛争類型において、受忍限度論を適用して、侵害行為の差止めを認めた事例としても、先例的価値が認められるであろう。

また、我が国では、ストーカー規制法制定以前に、鹿児島県が、1999年10月に、「公衆に不安等覚えさせる行為の防止に関する条例」（平成11年鹿児島県条例第42号）いわゆる「不安防止条例」を施行し、運用している。

この条例は、社会問題化している悪質なつきまとい行為や無言電話等のストーカーを規制する条項を含んだストーカー行為規制法令としては、我が国最初のものであったのである⁴。

3 ストーカー規制法制定の経緯

ストーカー規制法制定以前は、現場の警察官だ

けでなく、裁判官や弁護士などの専門家でさえ、ストーキング被害に対する偏見と乏しい知識しかもたないという状態であった。法律がないために、勇気を奮って訴えた被害者が裁判で不当な扱いを受けて傷つく例も少なくなかったのである。妄想にとりつかれたストーカーの行動は実に様々で、従来の常識では想像できないケースも珍しくなかった。そのため被害状況の把握には、経験を積んだプロの意見が必要で、現場の警察官にも専門的な知識が求められたのである。「被害者の救済のためにも、亡くなった多くの被害者や遺族のためにも、今こそ機敏な対応を示すときではないか」と秋岡史は述べている⁵。

このようにストーカー行為が社会問題化するにつれ、これを取り締まるべく、各地で条例が制定され、あるいは制定の検討がなされ始め、国レベルでの対応も求められるようになったのである。

埼玉県桶川市で起きた女子大生ストーカー殺人事件では、岡田久美子は、「警察が問題を深刻にとらえて初期の段階で適切に対応していれば、被害者の死を回避できた可能性がある」との指摘をしている⁶。

ちなみに、この桶川女子大生ストーカー殺人事件は、2000年3月の参議院予算委員会でも取り上げられている。

この2000年3月の参議院予算委員会では、自由民主党の参議院議員が中心となって検討した結果、ストーカー行為に対する直罰と警告・命令という行政措置を柱とする法案の骨格を固めたが、4月には、民主党が、ストーカー行為を処罰する法律案を衆議院に提出した。その後、5月に、与党3党が、規制の対象を「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」で行われるものに限定することで、与党案として合意し、野党と協議の結果、既に法案を提出していた民主党も含め、5年後の見直し規定を附則に盛り込むことで、与野党が与党案で合意に至ったのである。

2000年5月16日の参議員地方行政・警察委員会におけるストーカー行為等の規制等に関する法律案の草案での松村龍二議員の答弁によれば、ストーカー規制法を制定する立法事情として、「最近、我

が国において、悪質なつきまとい行為や無言電話等の嫌がらせ行為を執拗に繰り返す、いわゆるストーカー行為が社会問題化しており、ストーカー行為がエスカレートし、殺人などの凶悪事件に発展する事案が全国的に見受けられるところであり、これらの行為については、国民からも特にストーカー行為を規制してほしいとの要望が多く寄せられているところであり、また、その初期段階において法令を適用し、防犯上適切な措置を講ずることが、重大犯罪発生未然防止に極めて有効であると考えられております。しかしながら、特定の者に対する執拗なつきまとい行為や無言電話等は、刑法や軽犯罪法の適用により対応が可能な場合もあるものの、現実には既存法令の適用が困難な場合が大部分であり、これまで有効な対策をとりがたいものでありました。そこで、この法律案は、このような現状を踏まえ、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的として立案したものであります⁷と述べている。

また、規制の対象としている、つきまとい等及びストーカー行為の定義については、「つきまとい等とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者等に対し、つきまとい、交際の要求、無言電話、名誉・性的羞恥心を害する事項を告げること等の行為をすることを言うものとしております。また、ストーカー行為とは、同一の者に対し、一定のつきまとい等を反復してすることを言うものとしております⁸と答弁している。

そして、大森礼子議員が、「『恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、』と、このような目的に限定して」いることに関して、その理由を質問している。それに対して、松村龍二議員は、つきまとい等に関する実態について、警察庁からの説明では「交際を求めたり、離婚後復縁を迫るために行われる例が多く、またこれらの場合には、

その相手方に対する暴行、脅迫、ひいては殺人等の犯罪に発展するおそれの強いものと聞いております。そこで、国民に対する規制の範囲を最小限にするためにも、規制の対象を、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行われるものに限ったところであります。』⁹と答えている。

また、「好意の感情の範囲」については、「好意の感情とは、一般的には好きな気持ち親愛感のことを言いますが、この法律においては、つきまとい等を規制するに当たりまして、恋愛感情その他の好意の感情を充足する目的等を存在要件としておりまして、その感情が充足され得るものであることが予定されていることから、単に一般的に好ましいと思う感情だけではなく、相手方がそれにこたえて何らかの行動をとってくれることを望むものを言うと考えられます。また、一例を、本当に一例だけでございますが申し上げますと、女優、あるいはテレビを見ておりまして、その画面に載るニュースキャスター等に対するあこがれの感情など、恋愛感情には至らないものも、好意の感情に該当し得るものと考えておるわけであります」と述べている¹⁰が、この答弁からすれば、我が国の場合も、アメリカでよくみられた元ビートルズのジョン・レノンを殺害したチャップマンや、レーガン元大統領暗殺未遂犯で、女優ジョディ・フォスターをストーキングしていたジョン・ヒックリー¹¹などのスター・ストーカーも、その範囲に想定していることが分かるのである。

こうして、2000年5月24日に第147回国会で、議員立法ではあるが、ストーカー規制法が、制定されたのである。

次に、2021年に改正がなされた最新のストーカー規制法の概要を説明したいと思う。

4 ストーカー規制法の概要

ストーカー規制法（全21条）は、その第1条に目的規定を置いているが、本法では、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助措置等を定めることにより、「個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資す

ること」を目的とすることが、明記されている。

第2条では「つきまとい等」、「ストーカー行為」の2つを規制の対象としている。

「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系・同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係有する者に対して、①つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと（第1号）、②その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと（第2号）、③面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること（第3号）、④著しく粗野又は乱暴な言動をすること（4号）、⑤電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと（第5号）、⑥汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと（第6号）、⑦その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと（第7号）、⑧その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又は性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと（第8号）、である。

この規定方法は、「限定列举」といい、警察の権力濫用を防ぎ、加害者の人権保障のためにこういう規定方法が採られていると考えられる。

第2条第2項では、第1項5号の「電子メールの送信等」の行為について規定している。

また、第2条第3項では、「位置情報無承諾取得

等」の行為を掲げている。

①その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。（第1号）。②その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること（第2号）と定めている。

そして、主観的要件として規定されている「恋愛感情やその他の好意の感情」には、女優、ニュースキャスター等に対する憧れの感情や、特定の女性と性交渉をもちたいという「性的な感情」も含まれると解される。規制対象を恋愛感情等一定の感情を充足する目的の行為に限定したのは、国民に対する規制範囲を最小限にし、マスコミ活動や組合活動、探偵業務等、商業活動や労働運動、宗教活動等に規制が及ぶことを避けるための配慮である。

次に、第2条第4項において、「ストーカー行為」とは、「つきまとい等」の行為を同一の者に対して、または、位置情報無承諾取得等を反復して、つまり複数回繰り返し行った場合を「ストーカー行為」と定義している。但し「つきまとい等」の①～④、⑤の電子メールの送信等に係る部分（条文では、第2条第1項第1号から第4号と第5号）までの行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法、いわゆる「不安方法」により行われた場合に限られる。

第3条では、何人も、つきまとい等または位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならないとして、「つきまとい等」を規制している。

これに違反して「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」がなされた場合に、第4条で、警視総監・道府県警察本部長・警察署長（以下「警察本部長等」という）は、「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」の相手方から警告を求める旨の

申出を受けて、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨と更に反復して当該行為が行われる防止するための事項を警告することができるというものである。

第5条は、警告を受けた者が当該警告に従わずに「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」をして相手方に不安を覚えさせた場合（第3条）には、都道府県公安委員会は、この者に対し、この者の聴聞を行った上で、更に反復して当該行為をしてはならない旨の命令、すなわち禁止命令等を行うことができるとした。

また、第5条第2項から5条第11項以降には、禁止命令等の有効期間の延長処分について規定されている。

第6条では、何人も「ストーカー行為等」をするおそれがあることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他相手方の情報を提供してはならないと定めている。

そして、第7条では、警察本部長等の援助等について定めている。この援助の具体的な内容は、①電話録音や行為者の行動の記録等の証拠収集方法の教示、②行為者との交渉を行う場としての警察施設の利用、③防犯ブザー等の防犯器具の貸与等である。

第8条は職務関係者による配慮等、第9条は、国及び地方公共団体、関係事業者等の支援について規定している。

第10条は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、相手方の心身の健康を回復させるための方法に関する調査県境の推進について、第11条は、ストーカー行為等の防止等に資するためのそのたの措置、第12条は、支援等を図るための措置、第13条は、報告徴収等について、第14～17条は、禁止命令等を行う公安委員会についての権限等を規定している。

第18条～20条に罰則規定を設けている。第18条は、「ストーカー行為等」をした者に、1年以下の懲役または100万円以下の罰金を科している。また、19条は、禁止命令等に違反して「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」により、「ストーカー行為等」をした者に、1年以下の懲役または200万円以下の罰金を科している。

第21条では、この法律の適用上の注意を定めている。

また、長谷川京子と山脇絵里子が指摘するように、ストーカー規制法は、被害者だけでなく、その配偶者、直系又は同居の親族、その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者からも、警察に対する相談等の保護を求めることができ、DV防止法とは、この点が異なっている¹²。

そして、戒能民江の指摘するように、ストーカー規制法は、夫からのストーキングも当然対象になるが、禁止されている行為の目的が、「恋愛感情」「好意の感情」及び「それらが満たされないことへの怨恨の感情」の充足と限定されているために、離婚した夫が、「子どもに会わせる」とつきまとい行為を行った場合には、ストーカー規制法の対象にはならないのである¹³。

また、このストーカー規制法の禁止命令は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法とする）」のような効力期限はなく、一度発令されれば、その禁止に違反したら、取り締まることができることに注意しなければならない。

5 ストーカー規制法2013年改正

次に、2012年11月に発生した返子ストーカー殺人事件を受けて、2000年のストーカー規制法成立以来初の改正案が2013年6月26日に183回国会において、全会一致で可決、成立した。次にこの改正案をみてみよう。

返子ストーカー殺人事件とは、2012年11月6日に神奈川県返子市で、度重なるストーカー被害の末に女性が殺害された事件で、ストーカー被害が把握されていたにも関わらず事件を防止できなかったことや、行政や警察からの個人情報漏洩が問題視された。またストーカー規制法の不備が指摘され、同法の2013年改正につながったのである。

この事件であるが、加害者Hと被害者Rの2人は2004年頃から交際していたが、2006年4月頃に被害女性Rから別れている。そして、Rは2008年夏に別の男性と結婚し返子市に転居したが、加害男性Hには新しい名字や住所は隠していた。Rが新婚生活をSNSに投稿していたことから、2010年

4月頃にRの結婚を知ったHから嫌がらせメールが届くようになった。そして、メールは次第にエスカレートし、2011年4月には「刺し殺す」などとRを脅すメールが1日に80通から100通送りつけられたため、Rはその旨を警察に相談し、同年6月に脅迫容疑でHが逮捕されている。同年9月には懲役1年・執行猶予3年の有罪判決が確定されていた。同年7月にはストーカー規制法に基づく警告が出され、また同年9月にはRの家に防犯カメラが設置されたのである。

しかし、2012年3月下旬から4月上旬にかけて、Rは計1,089通に上る嫌がらせメールをHから送りつけられ、メールには「結婚を約束したのに別の男と結婚した。契約不履行で慰謝料を払え」などと書かれていた。Rは警察に相談するが、警察は違法行為に該当しないと立件を見送った。4月上旬以降はメールが届かなくなり、Rから警察に「静観したい」との申し出を受けたが、警察はRの自宅周辺で頻繁にパトロールを実施していた。

また、Hは、2011年6月の逮捕前及び同年9月の有罪判決後から、複数のアカウントを使用し、被害女性Rの住所を特定して殺人事件の準備のための情報を収集していたとみられている。事件直前の2012年11月に探偵事務所にRの居場所を調べてほしいと依頼して、探偵事務所から所在確認の連絡を受けたことが判明している¹⁴。

事件当日、Hは無施錠だったR宅1階窓から侵入して犯行に及んだとみられ、犯行後自殺している。同年12月28日に容疑者死亡として不起訴処分となったのである。

逗子ストーカー事件の問題点は、逗子市役所には被害女性Rから情報制限が要請されていたが、閲覧時に警告表示があるだけで閲覧自体はできる状態となっていたのである。また、2011年6月に神奈川県警察が脅迫罪の逮捕状を執行する際、記載されたRの結婚後の名字や、転居先の市名などを加害者Hの前で読み上げていた¹⁵などの個人情報漏洩があったのである。

そして、Hが、2012年4月の繰り返しメールを送信していた時期は懲役刑の執行猶予による保護観察中であり、保護観察中の「特別順守事項」として、被害女性Rとはメールを含め一切の接触が

禁じられていた¹⁶。しかし当時は、保護観察所には順守事項の内容を加害者以外に知らせる制度がなく、警察、検察、被害女性は「加害者は被害者とはメールを含めて一切の接触が禁止されている」順守事項を知らなかったという問題があったのである¹⁷。2013年4月からは、ストーカー事案などで保護観察付き執行猶予判決を受けた加害者について、保護観察所と警察との間で順守事項や問題行動の情報共有を始めている¹⁸。

2013年の主な改正点は、①電子メールの連続送信の規制、②被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地又はつきまとい等が行われた地域を管轄する警察も警告や禁止命令を出せるようにした、③警察が警告を出したら被害者に知らせ、警告しない場合は理由を書面で通知するとなっている。

6 ストーカー規制法2016年改正

次に、2016年改正であるが、2016年5月に発生した小金井ストーカー殺人未遂事件を受けて、本法の改正案が2016年12月6日に可決、成立し、一部は2017年1月3日に施行された（その他は、2017年6月14日施行）。

この小金井事件は、当時芸能活動を行っていた20歳の大学生の被害女性Mの自称ファンと称する男IがTwitterなどのSNS上でストーカー行為を繰り返した後、小金井市内のライブハウスにてナイフで刺殺しようとし重体に陥らせたものである¹⁹。

2016年5月21日午後5時5分、東京都小金井市内のライブハウスより被害女性Mの携帯電話から110番通報があった。しかし、警視庁はMが110番緊急通報登録システムに登録していたため、位置情報を確認せずMの自宅に警察官を派遣した。その後目撃者より通報があり警察が現場に駆けつけた²⁰。警察はその場にいたIを傷害容疑で現行犯逮捕し、後に、Iが動機として「プレゼントを贈ったが、送り返された。それを現場で聞いたとしても曖昧な答えをされたので、カッとなって何回も刺した」、「殺すつもりでやった」と供述したことから容疑を殺人未遂と銃刀法違反に切り替え送検した²¹。

この事件では、Iは同年1月中旬よりMのTwitterアカウントに接触しようと試みている。当

初は被害女性Mに対し好意を持った書き込みが目立っていたが、同月22日より嫉妬心によるものと見られる不穏な書き込みが増加した。4月には「そのうち死ぬから安心して」といった直接Mを脅迫する文ではないものの攻撃的な書き込みをMに向けるようになった。Mは警視庁武蔵野警察署にIの書き込みをやめさせるよう相談したが、同署はMに恐怖心が見られなかったことを理由とし一般相談として処理し、ストーカー事案などに一元的に対応する同庁の専門部署に連絡しなかったのである。

常磐大学元教授の諸沢英道氏は、「世界的には、ネット上のつきまといもストーカーと認識されるのが当たり前。日本では、面識のない人間からの被害対策についてもほとんど想定されておらず、警察の対応や法解釈を根本的に考え直す必要がある」²²と述べている。

被害女性Mは、事件後病院に緊急搬送されたが、20ヶ所以上刺されたため、一時心肺停止状態となり、その後長い間意識不明の重体に陥っていた。6月3日頃、Mは意識を取り戻したが、一部の神経が麻痺し、視野が狭くなり、男性恐怖症など心的外傷後ストレス障害（PTSD）を負うなどの後遺症が残ったのである²³。

裁判では、Iは殺人未遂と銃刀法違反の罪で起訴され、2017年2月20日の初公判で起訴内容を認めたが、「被告が被害者に話しかけたが無視され、衝動的に刺してしまった」と述べ計画性を否定したのである²⁴。

2017年2月28日、裁判員裁判の判決が東京地裁裁判所立川支部であり、阿部浩巳裁判長はIに懲役14年6月を言い渡した²⁵。

2015年12月の第4次男女共同参画基本計画においてもストーカー事案への対策の推進を掲げていたこともあり、2016年12月6日192回国会において、「最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等をするを規制の対象に加えるとともに、禁止命令等について、警告をしていない場合であってもこれを行うことができるようにすること、緊急の必要がある場合における手続を整備すること等の措

置を講ずるほか、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、ストーカー行為等の相手方に対する援助の措置等の拡充、罰則の引上げ、ストーカー行為をする罪について告訴がなくても公訴を提起することができるようにすること等について定める必要がある。」²⁶ことを理由にストーカー規制法改正案が提出され、全会一致で2回目となるストーカー規制法の改正が成立し、2017年1月3日に施行された。

2016年のストーカー規制法の改正点は、①罰則の強化、②職務関係者によるストーカー行為の相手方への安全確保及び秘密保持の配慮、③禁止命令の手続きの迅速化などが盛り込まれ、④SNS等の行為（電子メールの送信等）も、規制対象となったのである。

7 ストーカー規制法2021年改正

2021年のストーカー規制法の改正であるが、GPS機器を用いた被害者の位置情報探索取得行為と「見張り」についての最高裁判決で、「見張りに該当しない」という原審の判断を維持していた。この最高裁判決を受け、GPS機器を使った行動監視の規制もできるようにすべきだと法改正の必要性が指摘されていた。GPS機器を悪用したストーカー事件は他にも起きており、現行法の限界が浮き彫りになったのである²⁷。

次に、この最高裁判決の2つの事件についてみていきたい。

問題とされた事案の1つ（F事件）は、2015年5月に被告Aと被害者Bは結婚し、同居していたが、2016年1月10日に夫Aが妻Bに暴力を振ったことから、Bは、警察に保護を求めシェルターに宿泊した。その後、ホテルでの宿泊、Bの妹方に身を寄せるなどした後、マンションに入居し、妹から自動車を借り受け、日常生活の足として利用していた。そして、自動車のパーキング丙を借りていたところ、Aが同年2月15日頃GPS機能付き電子機器を本件自動車に取り付けて、その位置情報を取得しようと考え、本件自動車の後部バンパー内側にGPS機器をガムテープで貼り付け、同年3月7日までの間、Aの所持する携帯電話を利用して、本件GPS機器から発信される自動車の位置

情報を探索して取得し、把握した位置情報に基づき、Bの妹方付近に居ることを知り、その周辺に赴き、近隣のアパートの2階廊下から、Bの通行しそうな路上を注視したというものである²⁸。

第1審は、「パーキング丙は、Bが、日常的に利用する本件自動車の保管場所として賃借した場所であり、『通常所在する場所の付近』にあたることはあきらかである。」とした上で、ストーカー規制法にいう「見張り」は、社会生活の変化に伴って変容し、あるいは多様化し得るものであるとし、「相手方の動静を直接観察することは必須ではなく相手方が通常使用する物や建物の状況を観察することによって相手方の動静を把握する行為が含まれると解すべきであるし、電子機器等を使用して相手方に関する情報を取得することを通じてなされる動静観察行為も含まれると解すべきである。」と判示した。そして、「本件位置情報取得行為は、いずれも本件自動車から離れた場所でなされており、それだけを取り出せばBの通常所在する場所の付近における見張りとはいえないが、Bの通常所在する場所パーキング丙でなされた本件GPS機器の取り付け行為と一体のものとしてみれば、全体として場所的要件も充足するというべきである。」として構成要件該当性を認めた（福岡地方裁判所平成30年3月12日判決）。

これに対し、福岡高等裁判所平成30年9月20日判決は、本件自動車に本件GPS機器を密かに取り付けて行った本件位置情報取得行為は、ストーカー規制法2条1項1号の「通常所在する場所」付近における「見張り」に該当しないとしたのである。

次に、問題とされた事案のもう1つ（G事件）は、被害女性C（当時28ないし29歳）に対して、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、被告Dが2016年4月23日頃から翌年2月23日までの間、長崎県佐世保市の美容院駐車場などで、600回以上にわたり被害者Cが使用している自動車にGPS機能付き電子機器を密かに取り付け、同車の位置を探索して動静を把握する方法により、Cの見張りをしたという事案である²⁹。

この美容室は、被害者Cが以前から利用していた店舗で、居酒屋でアルバイトをしていた期間に

はアルバイト前に身支度を調えるためにこの美容室に立ち寄っており、利用する際にはその駐車場に自動車を駐車していた。また、2016年6月頃から2017年12月末までの間、Cが別の居酒屋でアルバイトをし、その後も時々その居酒屋で仕事をしていた際に自動車を駐車していた。

本件GPS機器のバッテリーは約2時間の充電で最大240時間連続動作が可能な仕様であったので、Dは概ね1週間程度の間隔で友人と共に美容室の駐車場などに行き、自動車の有無を確認し、被害者等に見つからないように注意した上、GPS機器を充電するために被害者Cの自動車から取り外し、被告人Dの自宅等において充電をし、再度被害者の自動車に取り付けることを多数回繰り返した。

DがGPS機器を取り外したり、取り付けたりする際、Dの友人は現場に赴くのに使った自動車内で、誰かが近くに寄ってこないか、警察車両が付近を通っていないかを確認していたとのことである。

第1審の判断では、GPS機器を自動車に取り付けて被害者の所在する場所の位置情報を検索する行為も「見張り」行為の一態様と解され、被害者が日常的に使用している自動車は「住居、勤務先、学校」とは場所的移動を伴う点で異なっているが、本件のようなGPS機器を自動車に取り付けた場合、特定の者が行く先々の位置情報を何時でも検索・把握し得るものであるから、自動車が特定の者の場所的移動の手段として日常的に利用されている限り、自動車自体が「その他その通常所在する場所」と考えるのが相当であるとした（佐賀地方裁判所2018年1月22日判決）。

これに対し、福岡高等裁判所2018年9月21日判決では、法は、「見張り」について、被害者の住居等の付近において行われるものに限って、規制対象にしている。そうすると、本件において、本件GPS機器を本件自動車に取り付け、同車の位置を探索して同人の動静を把握する行為は、被害者の通常所在する場所の付近から離れて、携帯電話を用いて、本件GPS機器による位置情報提供サービスを行う会社のホームページに接続して、本件自動車の位置情報を取得することによって行うもので、被害者の住居等の付近において、視覚等の感覚器官によって被害者の動静を観察するものでは

ないから、法所定の「見張り」に該当しないと解するのが相当であるとした。

ところが、この2件の事件につき、2020（令和2）年7月30日、最高裁判所は、元交際相手（特定の者）の使用している自動車にGPS機器を密かに取り付け、位置探索機能によりその動静を把握した行為について、情報を取得する行為は、ストーカー規制法第2条第1項1号の『住居等の付近において見張り』をする行為に該当するためには、機器等を用いる場合であっても、上記特定の者等の『住居等』の付近という一定の場所において同所における上記特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要する」として、位置検索が遠隔で行われたこと、機器を取り付けた場所を離れて移動する対象車両の位置情報は、その付近における対象者の動静に関する情報とはいえないとして、同号にいう「住居等の付近において見張り」をする行為に該当しない（最高裁令和2年7月30日判決（事件番号平成30年（あ）1529号）・最高裁令和2年7月30日判決（事件番号平成30（あ）1528号）と判示したのである。

橋爪隆は、GPS機器を利用して位置情報を探索・取得する行為がストーカー規制法の規制対象である「見張り」に該当するかについて、「対象者の『住居等』の付近にひそかに隠しカメラを設置し、それにより得られた動画データを遠隔地にいる行為者が視聴することにより対象者の動静を観察する行為もまた、『見張り』に該当する余地を認める」³⁰と述べているが、筆者は『見張り』とは監視されているのと同じであると思う。

また、橋爪は、GPS機器による情報取得が対象者のプライバシーを強く侵害し得るものであることを重視するのであれば、「被害者の生活上の利益を損なう危険性は大きく、これ自体を規制対象に含める必要性は高いようにも思われた」³¹と最高裁判決を批判している。

この最高裁判決を受け、GPS機器を利用したストーカー事案に対処するとともに、最近のストーカー事案の実情を踏まえ効果的なストーカー行為等の規制の在り方について、検討会が開催され、2021年1月に報告書がまとめられた。この報告書においては、①GPS機器を用いた位置情報の取得

行為は、相手方（被害者）に大きな不安をもたらし、更なるつきまとい等や犯罪に発展するおそれがあることから、ストーカー規制法を改正し、規制対象とすること、②GPS機器等の取り付け行為それ自体が、相手方の位置情報の取得につながり、相手方に不安を覚えさせる行為であることから、取り付け行為についても規制の対象とすること、③GPS機器等を取り付ける行為を相手方の承諾を得ないで行われる行為を規制の対象とすること、④「住居、勤務先、学校その他通常所在する場所」に加え、相手方が「現に所在する場所」における見張り等についても規制の対象にすること等が検討され、ストーカー対策については、今後とも、被害者の安全を確保するために普段の見直しが図られることを希望したいと報告されている³²。この検討会には、桶川ストーカー事件の被害者遺族である猪野夫妻も参加していた。

そして、星周一郎は、「GPS機器により取得される位置情報は、物理的な目視による『見張り』に比べ、質量ともに、はるかに凌駕するものになりうる。その意味では、被対象者の私生活上の行動履歴などをより詳細に知ることができ、『身体、自由及び名誉』はもちろん、時には生命に対する危険は、物理的に接近した場所でのストーカー行為とは異なる文脈において増大することになり、対象者に与える不安等の著しさも含めて、ストーカー事犯としての対応の必要性が否定されるものでは決してない。」³³と述べているが、筆者も同感である。

これらの報告書などを受け、2021年3月26日に「最近におけるストーカー行為等に実情に鑑み、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録送信装置により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定める必要がある。」³⁴という理由で、ストーカー行為等に関する法律の一部を改正する法律案が内閣に提出され、2021年5月18日に204回国会において、全会一致で可決された³⁵のである。

2021年のストーカー規制法の改正点は、①GPS機器等を用いた位置情報を承諾なく取得する行為

等が、新たに規制され、②住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、被害者が、実際にいる場所の付近において見張る、押し掛ける、みだりにうろつく行為の規制が追加され、③電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、被害者等が拒否したにもかかわらず、連続して文書を送付する行為も新たに規制され、④禁止命令等に係る書類の送達に関する規定が整備され、禁止命令等の文書の加害者への交付は「送達」によると定められ、その送達を受けるべき者（加害者）の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができるようになったのである。

なお、2条3項の各号において、「その承諾を得ないで」という要件が付されたのは、交際関係にある者同士が相互に合意の上で互いのスマートフォンの位置情報を共有する場合には規制する必要がないので、相手方の承諾を得ないで行われる行為に限定して規制の対象とするために設けた要件である³⁶。

また、GPS機器等を取り付ける行為等は、それ自体が、「相手方の位置情報の取得につながり、相手方に不安を覚えさせる行為であることから、位置情報の取得行為とは別に規制されること」³⁷になったのである。

そして、「位置情報記録・送信装置を取り付けること」については、プレゼントの内部にGPS機器等を取り付けて相手方に渡す行為等が想定されるが、GPS機器等を取り付ける行為やGPS機器等を取り付けた品物等を交付する行為だけでなく、これらの行為に準ずる位置情報の取得のための様々な行為に対応できるようにする必要があり、GPS機器等の取付け行為に準ずる行為については、「その他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為として規制することになったのである³⁸。

8 まとめ

そもそもストーカー規制法が制定されるに至ったのは、被害者からの相談後すぐに被害者の安全のために動かなかつた警察の対応の不手際、それどころか告訴の取り下げまで求めた、捜査をしな

かつたため、殺人事件にまで発展してしまったものであり、その反省もあって、ストーカー規制法が制定されるに至ったのである。その結果、ストーカー行為等の細かい行為類型がストーカー規制法の条文に列挙され、それ以外の行為ならば、犯罪ではないということになる。

また、先に述べた「歌舞伎役者が女性ファンに対し、歌舞伎を演じる権利等を侵害されたとして求めたストーカー行為等の禁止等が容認された事例」のように受忍限度論を適用すれば、恋愛感情に限定することなく、嫌がらせ行為に対しても、侵害行為の差止を適用できるのではないかと筆者は考え、細かい行為類型の列挙ではなく、ストーカー行為等を規制できるのではないかとと思われる。

2016年の改正により、筆者が行った調査³⁹の結果からも懸念されていたSNS等の行為（電子メールの送信等）も、この改正によって規制対象に盛り込まれたのは、喜ばしいことであった。

これは改めて言うまでもないことではあるが、ストーカー犯罪は、加害者・被害者の関係の種類に従った規制を画することに何らの合理性はなく、実際には、過去、近隣関係のトラブルや解雇された職場の人間関係、あるいは医療トラブルなどを契機に、嫌がらせ若しくは報復のためのストーキングも起こっている⁴⁰。

長谷川京子の言うように、たとえば、ストーカー規制法の規制対象を、加害者の目的によって限定する現行法は、ストーキング被害を潜在化させ、隠れたストーカーを生み出しているともいえるのである⁴¹。これは、現行法に、「恋愛感情又はそれが満たされなかつた怨恨感情を充足する目的」という主観的要件があるからである⁴²。

長谷川・山脇は、「ストーキングは、相手の私生活に侵入して、不安や恐怖を覚えさせる一連の行為であり、経過をたどって展開され、時に急激に危険性を増し、凶悪な事件を発生させる。その発生した事件を詳しく検証すれば、共通のリスク要素を析出でき、それに対する有効な社会的・法的対応が見えてくる」と述べている⁴³。

また、長谷川と山脇は、ストーカー行為を、「特定の者及びその者と同居する家族、その他社会関係上密接な関係を有する者に対し、その私生活

領域に侵入して、不安を覚えさせる一連の行為」と定義するべきであると提言している⁴⁴。

そして、星も、「恋愛感情等目的要件の妥当性についての検証・再検討も必要とされるように思われる。」⁴⁵と述べている。

ストーカー規制法は、被害者を守るためというよりも犯人を捕まえるための法律だと考えられるのである。また、2021年の改正の契機となった2つの事件のうち、F事件は本来ならば、ストーカー規制法で争うよりDV防止法で裁く事案だったのでないかと思われる。

今後、新たなストーカー行為等の事案も出てくると思われるが、「ストーカー行為等は人権の侵害である」という前提に立って、検討する⁴⁶必要があるであろう。

引用文献

- 1 秋岡史「ストーキング被害者を救えない日本の警察」『論座』2000年5月号24-25頁。
- 2 穴戸正弘「ストーカー被害、対策法の施行」『警察時報』55巻8号(2000年)52-63頁。
- 3 小磯武男「歌舞伎役者が女性ファンに対し、歌舞伎を演じる権利等を侵害されたとして求めたストーカー行為等の禁止等が容認された事例(大阪地裁平成10年6月29日判決)」『判例タイムズ』52巻19号(2001年)170-172頁。
- 4 田島浩治「鹿児島県における不安防止条例の制定とその効果—ストーカー被害の対策のために」『警察公論』55巻4号(2000年)28-35頁。
- 5 秋岡・前掲注1)24-25頁。
- 6 岡田久美子「ストーカー行為等規制法」『法学セミナー』550号(2000年)61-63頁。
- 7 第147回国会参議院地方行政・警察委員会会議録第10号(2000年5月16日)1-2頁。
- 8 第147回国会・前掲注7)2頁。
- 9 第147回国会・前掲注7)2頁。
- 10 第147回国会・前掲注7)6頁。
- 11 穴戸正弘・前掲注2)。
- 12 長谷川京子=山脇絵里子『ストーカー被害に悩むあなたのできること—リスクと法的対処』日本加除出版(2014年)57頁。
- 13 戒能民江「DV防止法の成立」『ドメスティック・バイオレンス防止法』尚学社(2001年)18頁。
- 14 2012年11月12日06時05分「スポーツ報知」「ヤフー知恵袋」使って住所特定か?探偵にも依頼…逗子ストーカー殺人事件:社会:スポーツ報知(archive.org)(2022年6月18日閲覧)。
- 15 産経ニュース2012年11月11日02:00【逗子ストーカー殺人】神奈川県警 被害女性の結婚後の名字や住所を2回読み上げ—MSN産経ニュース(archive.org)(2022年6月18日閲覧)。
- 16 日本経済新聞2012年12月20日22:25 逮捕状、個人情報に配慮 逗子ストーカー殺人受け警察庁が指示:日本経済新聞(nikkei.com)(2022年6月18日閲覧)。
- 17 産経新聞2014年4月22日。
- 18 毎日新聞2014年8月14日。
- 19 日本経済新聞2016年5月21日。
- 20 時事通信2016年5月25日。
- 21 デイリースポーツ 2016年5月23日アイドル刺傷事件「殺すつもりだった」/芸能/デイリースポーツ online(daily.co.jp)(2022年6月18日閲覧)。
- 22 産経新聞2016年5月23日03:00【アイドル刺傷】「楽しい時間をありがとー」「ほんと、嫌な女」…容疑者か?一方的な好意が急激に憎悪の書き込みに(1/2ページ)—産経ニュース(sankei.com)(2022年6月18日閲覧)。
- 23 東京新聞2017年2月20日。
- 24 朝日新聞2017年2月20日。
- 25 産経新聞2017年2月28日14:49【女子大生ストーカー刺傷】ファンの男に懲役14年6月判決 東京地裁立川支部—産経ニュース(sankei.com)(2022年6月18日閲覧)。
- 26 第192回国会参議院第51号ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(shugiin.go.jp)
- 27 2020年7月30日21:14日経新聞電子版。
- 28 前田雅英GPS機器を用いた被害者の位置情報探索取得行為と「見張り」~最一小判令和2年7月30日(有印私文書偽造、同行使、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件・平成30年(あ)第1528号)、最一小判令

- 和2年7月30日(ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件・平成30年(あ)第1529号)《WLJ判例コラム 特報》第208号2頁。
- 29 前田・前掲注28) 3頁。
- 30 橋爪隆「ストーカー行為の刑事規制について—GPS機器を用いた位置情報取得行為に関する事例を素材に」『日常の中の〈自由と安全〉』弘文堂(2020年)128頁。
- 31 橋爪隆「GPS機器を利用したストーカー行為について」『井上正仁先生古稀祝賀論文集』有斐閣(2019年)231頁。
- 32 ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」(令和3年1月)。
- 33 星周一郎「ストーカー規制法のあり方—今後の展望を含めて—」『刑事法ジャーナル』(2022年)71巻6頁。
- 34 第204回国会閣議第41号。
- 35 第204回国会議案審議情報(令和3年5月26日)。
- 36 作本怜一「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第45号)」『自由と正義』2022年6号75頁。
- 37 作本・前掲注36) 76頁。
- 38 作本・前掲注36) 76-77頁。
- 39 秋山千明「ストーカー被害とその対策—大学生のアンケート調査からの一考察」常磐大学大学院被害者学研究科修士論文(2014年)・秋山千明「更生保護におけるストーカー対策—ストーカー被害に関する大学生調査を手掛かりとして—」『更生保護学研究』第9号(2016年)58-67頁。
- 40 秋山千明「ストーカー被害とストーカー規制法」『女性に対する暴力—被害者学的視点から』尚学社(2019年)237-239頁。
- 41 長谷川京子「ストーカー行為規制法」『講座ジェンダーと法 第3巻 暴力からの解放』日本加除出版(2012年)24頁。
- 42 秋山・前掲注40) 238頁。
- 43 長谷川・山脇・前掲注12) 142頁。
- 44 長谷川・山脇・前掲注12) 152頁。
- 45 星・前掲注33) 9頁。
- 46 秋山・前掲注40) 239頁。

参考文献

- ・第147回国会参議院地方行政・警察委員会会議録第10号(2000年5月16日)1-9頁。
- ・第192回国会参議院第51号。
- ・最一小判令和2年7月30日(有印私文書偽造、同行使、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件・平成30年(あ)第1528号)。
- ・最一小判令和2年7月30日(ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件・平成30年(あ)第1529号)。
- ・第204回国会閣議第41号。
- ・小田部耕治「令和3年ストーカー規制法の改正について」『警察学論集』75巻1号(2022年)1-6頁。